

提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

1 計画の内容に関するもの（11件）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・時系列把握しやすいように西暦又は西暦元号併記での表記統一 ・経緯説明の際は年表資料提示 ・資料中表・図への附番 ・目標値設定の場合は、過去実績値・現在値・目標値の一括での明示 ・過去計画がある場合は、どこが変わったのかの明示 ・過去計画、当計画（案）で目標値を設定している場合は、 <ul style="list-style-type: none"> 目標値案件継続の場合は、過去計画の（計画時点）実績値・過去計画目標値・現状値・目標値 目標値案件終了の場合はその理由 目標値案新規設定の場合はその理由の明示 ・語句説明設定（各頁下方あるいは巻末・別資料。後者の場合は、本文中語句に語句説明ある旨すぐにわかる対応実施の上）を宜しく御願ひ致します。 	<p>御意見を踏まえ、資料の表・図に番号を記載しました。また、語句の説明を記載しました。</p>
2	<p>P1「県東部地域の産業構造」の記述ありますが、「他の業種と比較して、IT 関連企業の集積は進んでおらず」と言うのであれば、県内 19 市町の IT 関連企業の集積状況（業種別立地企業数）を明示願ひます。</p>	<p>令和3年12月に策定・公表した「東部地域産業振興支援機能の構築に係る基本構想」において記載している事項であり、基本計画における記載はしておりません。</p>
3	<p>P2「県東部地域の県産業支援機関の利用状況」の記述ありますが、利用状況が「他地域と比較して低い水準」と言うのであれば、一部の機関でなく全ての県産業支援機関について、県内各地域の利用状況を明示願ひます。</p>	
4	<p>「県東部地域の創業支援の状況」の記述ありますが、「低い水準になっています」と言うのであれば、県内 19 市町全ての創業比率を明示願ひます。</p>	
5	<p>地図中に「山口県」とありますが何を示しているのか不明です。県民皆が分かる様に記述願ひます。</p>	<p>「山口県庁」に修正しました。</p>
6	<p>P5以降「第2章 東部地域産業振興センター（仮称）の整備」の記述ありますが、提示</p>	<p>基本計画でお示しした、県東部地域の産業構造や地域の状況等を踏まえ、県、地元市</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
	<p>している「施設機能」が適切なものなのか当該資料だけでは判断困難です。前述「県産業支援機関」の施設機能との比較を明示願います。</p>	<p>町、地元商工団体、地元企業及び県産業支援機関で構成する「東部地域産業振興センター（仮称）整備基本計画策定委員会」で検討を行い、施設整備の目的を明らかにした上で、必要な機能として整理しております。</p>
7	<p>事業費「約20億円」の記述ありますが、当該金額が適切なものなのか当該資料だけでは判断困難です。前述「県産業支援機関」の事業費との比較を明示願います。</p>	<p>同規模、同構造の施設を参考にし、必要となる費用を概算事業費として計上しています。</p>
8	<p>新たに費用をかけて施設/箱モノを建設する必要があるのでしょうか。全てあるいは一部機能を周辺空き家活用とし、「岩国市役所等の近隣施設と連携、一体的な運用が可能」「事業者等への支援をより効果的に行う観点から、岩国商工会議所との合築」といった点はデジタルトランスフォーメーション（DX）の利用で対応する、と言った対応も検討すべきと感じます。</p>	<p>地元要望を踏まえ、県東部地域の産業構造や課題等に対応した支援機能について検討を行い、岩国商工会議所との合築による新たな産業振興の拠点として整備するものです。</p>
9	<p>当件内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。（案作成時に実施済とは思いますが一応。）</p>	<p>県、地元市町、地元商工団体、地元企業及び県産業支援機関で構成する「東部地域産業振興センター（仮称）整備基本計画策定委員会」を通じ、いただいた御意見を最終案に反映させています。</p>
10	<p>新たに起業する人が増えることは地域の活性化にとっても大切なことだと思います。</p> <p>特に若い人たちが集まるようなにぎわいのある場所になってほしい。</p> <p>新たに起業する時に不安なことは、様々な経営に関連する経営ノウハウの不足である。</p> <p>不足している経営ノウハウのサポート体制が充実するのを望んでいます。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>また、経営に係る支援については、商工会議所・商工会、県産業支援機関等のそれぞれの機能分担を踏まえた相互連携を図り、事業者に対する適切な支援体制の構築に努めてまいります。</p>
11	<p>岩国市内にこういった施設ができると、便利になると思うし、他の事業者からも同じような意見を聞いたことがある。</p> <p>また、今まで相談に行ったことが無い企業も相談するきっかけにもなると思うし、他社との交流や最新の情報収集にも役立つと思う。</p> <p>地域産業・人材の発展の為にも、早期に実施していただきたい。</p>	<p>地元市町や関係団体等と連携しながら、地域産業の発展に資する施設づくりを進めてまいります。</p>

2 パブリック・コメントの実施方法等に関するもの（17件）

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集 計 16 案件（12/28 時点）、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は 1 ヶ月固定絶対、1 回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。（「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1 ヶ月固定絶対、1 回限定」としているかどうか明示願います。）</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
13	<p>当件についてこの時期（年末年始を含む時期）に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	
14	<p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。</p> <p>パブリック・コメント（県民意見募集）を適切に実施する為の恒久的対策の実施（意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等）を御願い致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
15	<p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関しての前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応（県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>	
16	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）が</p>	

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
	なされたかどうか明示願います。	
17	同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
18	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。	
19	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。	
20	前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集16案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。	
21	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>(「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
22	<p>前述回答を「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」というのであれば、県条例に不備ありますので、条例の改正を管轄部署又は県知事に申請願います。</p> <p>前述対応しないというならばその理由を明示願います。</p>	
23	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目に	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月24日の山口新聞、中国新聞「山口県からのお知らせ」)などにより広報に努めました。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
	<p>する新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。</p>	<p>掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。</p>
24	<p>今回の意見募集期間重複 16 件では、県民への web 以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下 4-5 段広告)への掲載案件と未掲載案件(別途小広告記載)に分かれたと認識しております。</p> <p>県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願います。</p>	<p>県広報誌は年 4 回の発行となっており、原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的な広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
25	<p>当案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。</p>	
26	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の 1 つとする方が明らかに県民の目に留まると思われまます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p>	
27	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	
28	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が 1 か月なのに対して、県広報紙発行が 2-3 か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	